

平成19年5月28日

調査結果報告書

三田市長 御中

本年4月3日付にて貴職宛に公益目的通報の受付報告を行いました。同通報に関する調査結果を以下のとおり報告いたします。

三田市行政監察員 土井 憲三

通報受付日	平成19年3月27日	
通報の形態	・面接 (時 分～ 時 分) ・ <u>郵便</u> ・電子メール ・F A X	
通報者	・実名 (※) ・ <u>匿名</u>	所属部署
通報内容	「三田市職員●●●●が出張先において取引業者にゴルフ、飲食、風俗などの接待を受け、便宜をはかる」との記載がなされた通報内容であった。 なお、「接待の具体的時期、場所、業者名、便宜の内容等」の記載はなされていない。	
調査経過	別紙(1)のとおり	
調査結果	別紙(2)のとおり	
添付資料の内訳	無し	
備考	無し	

別 紙 (1)

調査経過	日 時	内 容
	3月27日	公益目的通報を受付
	4月 3日	市長に公益目的通報の概要及び対応方針を報告
	4月12日	三田市コンプライアンス推進本部事務局（以下「事務局」という。）へ調査依頼（資料の収集、提出）
	4月17日	事務局から回答を受領（提出資料の受理）
	4月23日	事務局へ調査依頼（2）（資料の収集、提出）
	4月25日	事務局から回答を受領（提出資料の受理）
	4月26日	事務局へ調査依頼（3）（弁明の機会の付与、意見聴取の手続き等）
	5月 1日	事務局へ調査依頼（4）（資料の収集、提出）
	5月 2日	対象者に「要旨の告知、弁明の機会の付与、事情聴取の日時等を記した書面」を事務局を介して手交
	5月 8日	対象者から弁明書を受領
	5月11日	事務局から回答を受領（提出資料の受理）
	5月18日	対象者から事情聴取
	5月28日	市長に公益目的通報の調査結果報告書を提出

別 紙 (2)

調査結果	<p>調査経過（別紙（1））のとおり調査を行いました結果、事務局から提出された資料、対象者から提出された弁明書、及び対象者への事情聴取から認めることができるのは下記①及至④記載の各事実であり、通報内容に記載された趣旨での違法行為等の事実は、認められませんでした。</p> <p>①対象者が、出張時に出張先において取引業者とゴルフ、会食等を行った事実は1回あるが、その時期は平成14年5月中～下旬であり、上記ゴルフの費用は対象者が支払ったが、会食の費用（約1万円弱）は取引業者が負担した。</p> <p>②対象者が取引業者から取引につき便宜を依頼された事実はなく、また、対象者から取引業者に対し便宜をはかった事実もないこと。</p> <p>③対象者は、その職務権限において取引業者の決定手続きに関与できる権限を有していないこと。</p> <p>④対象者が上記①の取引業者とのゴルフや会食に参加したのは上記①の1回だけであり、他の業者とのゴルフ、会食の事実は認められないこと。</p> <p>対象者が取引業者とのゴルフ、会食に参加した時期は、三田市職員倫理条例の施行前であると認められ、同条例施行後のゴルフ、会食の参加や、同施行の前後を問わず対象者が取引業者との取引に便宜をはかったとの事実はいずれも認められないことから、本通報に関する対象者の行為につき「取引業者との交際は不適切である」との指導は一般論としてなされるべきであるとしても、対象者に関し現行の法律、貴市条例等に違背する違法行為等の存在は認められませんでした。</p>
------	---